

佐賀県児童福祉法施行条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五号

佐賀県児童福祉法施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県児童福祉法施行条例（平成二十四年佐賀県条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及び条例で使用する用語の例による。

(食育推進計画)

第三条 条例第三条第一項第一号に規定する規則で定める食育推進計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入所している乳幼児が健全な食習慣を身に付けるための発育及び発達段階に応じた指導に関する事項

二 保育士等関係者の食育に関する資質の向上を図るための研修等に関する事項

三 農業体験等を通じた自然、生き物及び食べ物に対する乳幼児の関心を深めるための方策に関する事項

四 給食に関する印刷物等の配布、講演会の開催等を通じた保護者に対する乳幼児期からの食育の重要性についての普及啓発に関する事項

五 給食における地産地消を推進するための県産の農林水産物等の利用促進に関する事項

(保健師等を保育士とみなすことができる保育所)

第四条 条例第三条第二項に規定する規則で定める保育所は、構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第四条第九項の認定を受けた佐賀県保育所看護師配置促進特区に係る構造改革特別区域計画に基づく特例措置の適用を受けている保育所とする。

(保育所の利用者等に周知する事項)

第五条 条例第三条第三項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保育所の位置及び設置者に関する事項
- 二 保育所を開所している時間
- 三 保育所の入所定員
- 四 保育所が行う事業に関する事項
- 五 食育推進計画の策定及び食育推進担当者の配置状況
- 六 環境の保全について理解を深めるための教育の実施状況
- 七 保健師又は看護師の配置状況
- 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(手数料の減免申請)

第六条 条例第六条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式)を知事に提出しなければならない。

## 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

様式（第6条関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所

氏 名

手 数 料 減 免 申 請 書

佐賀県児童福祉法施行条例（平成24年佐賀県条例第20号）第6条の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。

手数料の名称	手数料の額	減免申請額	減 免 申 請 理 由